岸和田市告示第345号

下記の書類は、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２第１項の規定により公示送達をする。

なお、当該書類は本市財務部納税課にて保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

令和８年11月17日

岸和田市長　佐野　英利

記

１　公示送達をする書類の名称

[redacted]

２　送達を受けるべき者

木寺　龍生